



令和7年11月19日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月19日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	栗沢	2両 × 44日	旭川	風連	1両 × 60日
札幌	真狩	1両 × 30日 3両 × 29日	旭川	美深	1両 × 60日
函館	熊石	1両 × 134日	室蘭	豊浦	1両 × 60日 1両 × 59日
旭川	上富良野	2両 × 30日	室蘭	鵡川	1両 × 60日
旭川	増毛	1両 × 60日			

3. 処分日

令和7年11月19日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744